

## ■建築確認申請等手続き関係

| 種 別                                    | 提出書類等  | 備 考  |
|--|--|--|
| 建築確認申請<br>(県審査)                        | ・ 申請書（正 1 部・副 1 部）   | <p>【受付窓口】<br/>妙高市役所建設課<br/>都市計画・建築G</p> <p>電話:0255-74-0026<br/>FAX:0255-73-8206</p> <p>【審査窓口】<br/>上越地域振興局建築課</p> <p>電話:025-526-9529<br/>FAX:025-525-2392</p> |
|  | ・ 工事届（正 1 部、副 2 部）※内、副 1 部は市控え   |  |
|  | ・ 概要書（正 1 部、副 1 部）※副は消防署へ提出  |  |
|  | ・ 図面は上記部数に 1 式添付（建築基準法施行規則による）   |  |
|  | ※工事届及び概要書の正は図面添付不要   |  |
|  | ・ 申請手数料は、新潟県収入証紙であり、申請書（正）に貼付してください。                                       |  |
|  | ・ 下水道供用区域以外は、浄化槽設置届（4 部複写）を提出  |  |
| ※妙高高原地域は、風致地区及び国立公園内の規制エリアにかかる場合があります。 |  |  |
| 建築確認申請<br>(民間検査機関)                     | ・ 現地調査書 1 部（各民間検査機関により様式あり）  | <p>【受付窓口】<br/>妙高市役所建設課<br/>都市計画・建築G</p>  |
|  | ・ 図面を添付（案内図、配置図、各階平面図、立面図）   |  |
|  | ※現地調査書に受付窓口担当者の署名が必要   |  |
| 風致地区内<br>行為許可申請                        | ・ 申請書（正 1 部・副 1 部）   | <p>【審査窓口】<br/>妙高市役所建設課<br/>都市計画・建築G</p>  |
|  | ・ 図面は上記部数に 1 式添付（妙高市風致地区条例施行規則によるもののほか、現況写真（2 方向から撮影）に建築物の位置を赤枠で表示したものを添付） |  |
|  | ・ 許可基準は裏面参照  |  |
| 国立公園内<br>行為許可申請                        | ・ 提出書類は環境生活課へ確認してください。   | <p>【受付・審査窓口】<br/>妙高市役所環境生活課<br/>SDGs推進グループ<br/>電話:0255-74-0033<br/>FAX:0255-73-8206</p> <p>環境省妙高高原<br/>自然保護管事務所<br/>電話:0255-86-2441<br/>FAX:0255-86-2464</p> |
|  | ・ 建築物の位置づけにより受付及び審査窓口が異なります。環境生活課で確認してください。                                |  |
|  | ・ 許可基準は裏面参照  |  |
| その他                                    | ・ 落雪式の場合、自己所有地内で雪処理できるよう適正な離隔距離及びスペースを確保できるよう計画してください。                     |  |
|  | ・ 申請敷地の台帳地目が農地である場合は、事前に農地法に基づく農地転用許可が必要となります。                             |  |
|  | ・ 専用住宅の新築、増改築の場合は、補助制度がありますのでご確認ください。                                      |  |

## ■自然公園法（妙高戸隠連山国立公園）

特別地域内工作物の新・改増築規制（特保、1特地を除く）（法第20条及び施行規則第11条関係）

|   | 第2種特別地域  |       | 第3種特別地域                                |
|---|--|-------|--|
| 地形勾配  | 30%を超えないもの   |       | 30%を超えないもの                             |
| 公園道路又は主要道路（路肩～）<br>（県道及び町道の一部が該当）                     | 20m以上後退<br>※赤倉地区は5m以上後退  |       | 20m以上後退<br>※赤倉地区は5m以上後退                |
| その他の道路  | 5m以上後退   |       | 5m以上後退                                 |
| 敷地境界線   | 5m以上後退   |       | 5m以上後退                                 |
| 建築面積  | 2,000㎡以下   |       | 2,000㎡以下                               |
| 建築物の高さ（分譲地等以外）  | 13mを超えないもの<br>※赤倉地区は20mを超えないもの   |       | 13mを超えないもの<br>※赤倉地区は20mを超えないもの         |
| 建築物の高さ（分譲地内）  | 10mを超えないもの<br>かつ2階建以下  |       | 10mを超えないもの<br>かつ2階建以下                  |
| 敷地面積<br><small>（集合別荘・集合住宅・分譲ホテル・保養所または分譲地）</small>    | 1,000㎡以上<br>（保存緑地を除く）  |       | 1,000㎡以上<br>（保存緑地を除く）                  |
| 敷地面積／戸数or分譲数<br><small>（分譲地内の集合別荘・集合住宅・分譲ホテル）</small> | 250㎡以上   |       | 250㎡以上                                 |
| 建ぺい率<br>（総建築面積／敷地面積）<br><br>※総建築面積は建物の水平投影面積          | 敷地面積   | 建ぺい率  | 20%以下<br><br>※赤倉地区の集合別荘・集合住宅は<br>40%以下 |
|   | 500㎡未満   | 10%以下 |  |
|   | 500㎡以上1000㎡未満  | 15%以下 |  |
| 容積率<br>（総延床面積／敷地面積）                                   | 敷地面積   | 容積率   | 60%以下<br><br>※赤倉地区の集合別荘・集合住宅は<br>制限なし  |
|   | 500㎡未満   | 20%以下 |  |
|   | 500㎡以上1000㎡未満  | 30%以下 |  |
| 1000㎡以上   | 40%以下  |       |  |
| その他   | 1. 植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと<br>2. 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと<br>3. 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。<br>4. 保存緑地において行われるものでないこと<br>5. 上記のほか、妙高戸隠連山国立公園管理運営計画書の方針に従うこと |       |  |

## ■妙高市風致地区条例

風致地区内行為許可基準（第5条関係）

| 種別          | 建ぺい率  | 道路界後退  | 隣地界後退  | 制限建築高   |
|-------------|-------|--------|--------|---------|
| 第2種<br>風致地区 | 30%以下 | 3.0m以上 | 1.5m以上 | 12.0m以下 |
| 第3種<br>風致地区 | 40%以下 | 2.0m以上 | 1.0m以上 | 15.0m以下 |